



Title	モンゴル時代漢語文書史料について : 伝来と集成によって広がる文書史料の世界
Author(s)	船田, 善之
Citation	内陸アジア言語の研究. 2018, 33, p. 27-43
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/71364
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

モンゴル時代漢語文書史料について

—— 伝来と集成によって広がる文書史料の世界 ——

船 田 善 之*

はじめに

「文書史料」は歴史研究において重要な史料群である。これは、筆者が専攻するモンゴル帝国⁽¹⁾史研究においても例外ではない。今から二十余年前に、杉山正明は、モンゴル時代史研究の新しい動きの一つを「文書学の胎動」と呼び、その後の文書研究の浮上とそれが秘める可能性を予見した⁽²⁾。そして、かつて考古学者が発掘した文書については、近年になって写真を掲載した史料集が刊行された⁽³⁾。これにより、文書研究のための環境が整い、関連する研究が陸續と発表されるようになってきている⁽⁴⁾。

ここで、注意を促したいのは、「文書」と「文書史料」は相互に合致する概念ではないということである。本稿でいう「文書史料」は「文書」を包括する概念であり、史料群の集合体である。なお、これは筆者独自の用法であることを断っておきたい。すなわち、原文書だけではなく、それから派生した様々な写し、さらには一定のルールで『大元聖政国朝典章』（以下『元典章』と略称）などのジャンルの典籍に移録された文書由来のテキストまで包括する概念である⁽⁵⁾。

* 広島大学大学院文学研究科准教授（FUNADA Yoshiyuki. Associate Professor, Graduate School of Letters, Hiroshima University）

(1) 本稿では、モンゴル帝国が漢語世界向けに「大元」という国号を採用した後も、モンゴル語では「大モンゴル国 Yeke Mongyol Ulus」と称したことに鑑み、クビライ以降も「モンゴル帝国」と呼ぶ。船田善之評「杉山正明著『モンゴル帝国と大元ウルス』」『史学雑誌』113/11, 2004年, pp. 106-108; 船田善之「モンゴル（Mongol）帝国（大元）の華北投下領研究」『中国史学』24, 2014年, p. 139 参照。

(2) 杉山正明「モンゴル時代史研究の現状と課題」宋元時代史の基本問題編集委員会編『宋元時代史の基本問題』東京：汲古書院, 1996年, pp. 523-526。

(3) 塔拉・杜建録・高国祥主編『中国藏黑水城漢文文献』北京：国家図書館出版社, 全10冊, 2008年; 塔拉・杜建録・高国祥主編『中国藏黑水城民族文献』天津：天津古籍出版社, 2013年。前者刊行以前の史料状況については、船田善之「元代漢語公文書（原文書）の現状と研究文献」森田憲司編『13, 14世紀東アジア諸言語史料の総合的研究：元朝史料学の構築のために』平成16年度～平成18年度科学研究費補助金基盤研究B研究成果報告書（課題番号：16320099）, 2007年, pp. 27-34; 船田善之（彭向前訳）「元代漢文公文書（文書原件）的現状及其研究文献」『西夏学』4, 2009年, pp. 84-89を参照。

(4) ここで個々の論文を紹介する暇はないが、代表的なものとして、杜建録主編『黑水城文献論集』北京：学苑出版社, 2014年; 杜立暉・陳瑞青・朱建路『黑水城元代漢文軍政文書研究』天津：天津古籍出版社, 2015年; 張重艶・楊淑紅『中国藏黑水城所出元代律令与詞訟文書整理与研究』北京：知識産権出版社, 2015年; 杜建録『中国藏黑水城漢文文献整理研究』北京：人民出版社, 2016年を挙げておく。

(5) 船田善之「モンゴル帝国（大元）史研究における漢語文書史料について」『歴史と地理』649, 2011年, pp. 54-55も参照。なお、分類概念の階層が異なるため、文書と典籍とは相互に重なることはないが、文書史

以下、本論では、モンゴル帝国史研究のうち、漢語史料が量の面において主たる史料となる地域（おおむね中国本土とその隣接地域）、いわゆる「元朝史」・「元代史」研究における文書と文書史料をめぐる状況について論述する。そこでは、本格的な文書の活用が開始するよりだいぶ以前から、各種の文書史料を通じて、間接的な形で文書のテキストを利用してきた。一般的に、「中国史」研究における典籍史料の内容は、撰者の強烈な意図や主観の影響を受け、また叙述の対象が偏ってしまうのを免れることはできない。同様のことは文書史料にもいえるが、文書史料によって、多くの典籍からは窺えない歴史状況や政治・社会の実態に迫ることがしばしば可能となり、時として典籍史料の撰者の意図や主観を相対化するのに有益となる。だからこそ、モンゴル帝国史研究においても、このような文書史料が積極的に活用されてきたのである。

ここで留意したいのは、本稿において重要な議論の対象の一つとなる『元典章』を始めとした一連の公文書集成史料である。これらの典籍は、伝統的な漢籍分類では政書に分類される。しかし、これらに収録される公文書は、第5節で詳述するように、公文書が作成される際に他の公文書を引用する際にとられる独特の方式によって、整形・編集されたものをほぼそのまま並べたものである。これらの典籍は、現存するものに限定すれば、モンゴル時代になって浮上したジャンルの政書といってよい。筆者が「公文書集成史料」と称しているのは、これらを政書の中でも特定の下位分類を設けるか、あるいは他の政書とは区別して独自のカテゴリを立てて分類すべきであると考えからにほかならない⁽⁶⁾。

上述のように、近年、モンゴル帝国史研究においても、漢語文書の利用環境が整ってきている。このことは、単に文書のテキストの歴史研究への利用を可能とするだけでなく、文書不在の文書史料分析という、いわゆる元朝史・元代史研究が長年抱えていた状況に大きな変革をもたらしつつある。文書の型式 (type)・様式 (format)・術語や構造などについて、新たな情報が加えられ、なおかつ文書史料から知られていたこれらに対する理解のいくつかは修正を求められている。そして、文書から得られる知見に基づいて、文書史料について、これまでより緻密な形で想定される元々の文書にまで遡及・復元した上で分析できるようになった。

本稿では、このような史料状況の変化を踏まえ、モンゴル帝国時代の漢語公文書史料の多様な

料の一部は、典籍に包括される。

(6) 筆者は、このカテゴリを当初「文書集・判例集・法令集等」として設定し（船田善之「蒙元時代公文制度初探：以蒙文直訳体的形成与石刻上の公文为中心」『蒙古史研究』7, 2003年, p. 126; 修訂版：『法律文化研究』10, 2017年）、その後、「公文書集成史料」と称してきた（船田善之「元代の命令文書の開読について」『東洋史研究』63/4, 2005年, p. 37など）。前掲（注5）船田善之「モンゴル帝国（大元）史研究における漢語文書史料について」, p. 55も参照。なお、これら公文書集成史料の特色は、他の政書と比較して、公文書のテキストとその複雑な多重構造が一定程度保持されている点である。個々の条文の枠内に限定するならば、他の政書のような編纂者の意図の介入が相対的に低いといえる。もちろん、公文書そのものが文書作成関係者の意図から自由ではないし、公文書集成史料が編纂される際、取舍選択を通じて編纂者の意図が強く介在することになる。現行本『元典章』編纂時における公文書の取舍選択や改変の可能性については、宮紀子「大徳十一年「加封孔子制誥」をめぐる諸問題」『中国：社会と文化』14, 1999年、のち宮紀子『モンゴル時代の出版文化』名古屋：名古屋大学出版会、2006年、pp. 295-298に重要な指摘がある。

世界について概述する。まず、文書・公文書の定義を確認する。次に、文書の機能を伝達・保管の側面から議論する。そして、文書史料を、その利用の過程から大きく原文書と写しに分類し、その機能と特性を提示する。さらに、後者の写しについては、モンゴル帝国時代の重要な公文書史料となる石刻公文書と公文書集成史料に焦点を当てる。最後に、現存する大量の文書史料である写しを、原文書に準じた形で利用するための心得に言及したい。なお、この分類方式は、古文書学における様式論・形態論・機能論・伝来論のいずれかによるものではない。様式を除く、形態・機能・伝来それぞれの要素を加味しつつ、「文書」そのものに止まらない、多様な「文書史料」を包括させるための筆者独自の分類方式である。そのため、従来の古文書学の観点からみるとやや違和感を覚えるかもしれない。しかし、本稿では、この分類方式を、文書の二次利用も射程に入れ、石刻文書や公文書集成史料も含めた、モンゴル時代の漢語「文書史料」の体系を構築する一つの試みとして位置づけたい⁽⁷⁾。

1. 文書・公文書の定義

文書とは何か。「古文書学」の研究蓄積が厚い日本では、「古文書」の定義として、まず佐藤進一のそれを参照することが多い。佐藤は、「古文書」を「特定の対象に伝達する意思をもってするところの意思表示の所産」と定義した⁽⁸⁾。佐藤は、その後、「授受関係の有無が一次的な意味をもたない」帳簿類や、付札・目録・名簿や特許証は、管理や同定のための照合を機能としており、上引の定義に含まれないと指摘した。その上で、これらを「文書と密接に関連する別種の記録とするか」、これらも含めた「広義の文書として、文書の体系（そして古文書学の体系）を再構成す

(7) 文書について議論する際に、重要となるのが、様式・機能・形態・伝来の四つの要素であるが、紙幅の関係上、本稿では機能・形態・伝来に限定して筆を進める。モンゴル時代漢語公文書の型式・様式については、体系的な再構築が必要とされており、今後の課題としたい。近年、岩井茂樹は、田中謙二が整理した公文書の型式、聖旨・懿旨・令旨・鈐旨・簡付・符文・判送・咨・関・牒・呈・申のほか、指揮（旨揮）・帖（貼）・案簡を追加した。この整理がモンゴル時代漢語公文書の型式の体系化の新たな出発点となるだろう。田中謙二「元典章文書の構成」『東洋史研究』23/4、1965年、pp. 93-100；田中謙二「元典章文書の研究」『田中謙二著作集』第二巻、東京：汲古書院、2000年、pp. 371-384；岩井茂樹「元代行政訴訟と裁判文書：『元典章』附鈔案牘「都省通例」を素材として」『東方学報』京都85、2010年、p. 440、注18；岩井茂樹「元明清公文書における引用終端語について」三木聰編『宋—清代の政治と社会』東京：汲古書院、2017年、pp. 273-275。

また、中国本土における漢語の古文書ないし公文書の体系化については、唐代を中心に早くから研究が進展してきた。近年さらに活発な議論と研究の深化がみられ、本稿をまとめるにあたって、これらから重要な知見を得た。近年の重要な成果については、以下を参照されたい。小島浩之「中国古文書学に関する覚書（上）」『東京大学経済学部資料室年報』2、2012年、pp. 84-94；赤木崇敏「唐代官文書体系とその変遷：牒・帖・状を中心に」平田茂樹・遠藤隆俊編『外交文書から十〜十四世紀を探る』東京：汲古書院、2013年、pp. 31-75；黄正建「唐代“官文書”辨析」『魏晋南北朝隋唐史資料』33、2016年、pp. 31-39；小島浩之「唐代公文書体系試論：中国古文書学に関する覚書（下）」小島浩之編『東アジア古文書学の構築：現状と課題』東京：東京大学経済学部資料室、2018年、pp. 37-62。

(8) 佐藤進一『[新版] 古文書学入門』東京：法政大学出版会、2003年（初版：1997年）、p. 1。なお、佐藤は、この生硬な定義について、「甲から乙という特定の者に対して、甲の意思を表明するために作成された意思表示手段」と言い換えて説明している。

るか」を課題として提示している⁽⁹⁾。

佐藤の定義と議論は、日本の「古文書学」から導き出されたものではあるが、他の地域の文書にも有効であろう。筆者としては、後者の捉え方、すなわち、意思の伝達の機能を有するものと照合の機能を有するものを包括して文書を定義すべきだと考えている⁽¹⁰⁾。

本稿は、叙述の対象を、文書史料のうち、おおむね公文書史料に限定している。近年の中国史における文書研究の議論も踏まえて、筆者は、公文書史料を「政府を始めとする公的機関及びその所属人員が公的業務の過程で発給・受領する、あるいは保管する文書」と定義する⁽¹¹⁾。なお、公文書と対になる概念は、いうまでもなく私文書である。したがって、文書は大きく公文書と私文書に分けられる。ただし、事情はそう単純ではない。第一に、公と私の定義を確定すること自体が極めて困難である。それだけでなく、例えば、漢語と日本語との間など東アジア諸言語間でも微妙なニュアンスの違いが存在している。ここではこの問題には深入りしない。第二に、一件の文書が、公と私の双方にまたがるケースは決して少なくない。要するに、公文書と私文書とは必ずしも截然と線引きできないのであるが、以下、上の定義に基づいて議論を進めることとする。

2. 文書の機能

前節で提示した佐藤の定義にも明示されるように、文書の機能の第一は、何らかの意思の伝達であり、公文書も例外ではない。一般的に言えば、文書には発給者と佐藤のいう「特定の対象」(宛

(9) 前掲(注8) 佐藤進一『[新版] 古文書学入門』, p. 2, 補注1.

(10) 宋代の文書史料を中心に研究を進めている小林隆道は、文書の定義に関する議論を簡潔にまとめており、参照に値する。小林隆道『宋代中国の統治と文書』東京：汲古書院、2013年、pp. 18-23。なお、小林自身は、山口英男の「情報を移動させるための要件を備えた書面」とする定義に従っている。山口も、「文書としての本来の役割を果たさない文書、果たし終えた文書」の存在を念頭に置いており、伝達という機能に限定すると排除されてしまうものを包括させようとするものである。山口英男「文書と木簡」石上英一編『日本の時代史 30：歴史と素材』東京：吉川弘文館、2004年、p. 73。文書が機能を果たした後のことについては、次節で議論する。

(11) 唐代の公文書についてであるが、中村裕一は、「皇帝の名で公布される王言(制勅類)」と「官府間もしくは官府・官人間において行用される文書(官文書)」の総称と定義している。中村裕一『唐代官文書研究』京都：中文出版社、1991年、p. 5；中村裕一『唐代公文書研究』東京：汲古書院、1996年、p. 4。赤木崇敏は、この定義ではいくつかの様式が含まれないとして、公式令=詔令奏議類(王言と上奏文)+官文書類(官府・官人が取り扱う広義の文書)と修正する議論を行っており、筆者の定義と通じる部分がある。赤木崇敏「唐代公文書の体系と展開」日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(A)「シルクロード東部の文字資料と遺跡の調査：新たな歴史像と出土史料学の構築に向けて」研究グループ編『ユーラシア東部地域における公文書の史的展開：胡漢文書の相互関係を視野に入れて』豊中：日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(A)「シルクロード東部の文字資料と遺跡の調査：新たな歴史像と出土史料学の構築に向けて」研究グループ、2013年、pp. 13-15。この公文書をより広く包括する定義は、荒川正晴・黄正建・小島浩之も提示しており、唐代公文書研究においてはおおむね共通認識となっている。荒川正晴「西域長史文書としての「李柏文書」」白須淨真編『大谷光瑞とスヴェン・ヘディン：内陸アジア探検と国際政治社会』東京：勉誠出版、2014年、p. 215；前掲(注7)；黄正建「唐代“官文書”辨析」, pp. 38-39；前掲(注7)小島浩之「唐代公文書体系試論：中国古文書学に関する覚書(下)」, pp. 47-48。

なお、筆者の定義では公文書ではなく官文書であるという意見もあるだろう。その前提として、筆者は、皇帝を頂点とする皇族や王侯が所属する宮廷や王府も公的機関として解釈する。したがって、筆者の定義の下でも、王言は、官文書ではないが、公文書であることになる。

先、意思を伝達する対象、文書の受領者など）が存在する。公文書の場合は、両者あるいはそのいずれかが、公的機関及びその所属人員である。基本的には、その意思は発給者から特定の対象に伝達されるのであるが、その意思の内容や伝達完了の事実を、さらに第三者に明示することが期待される場合もあった。例えば、松川節は、モンゴル時代とりわけクビライ以降定型化されたモンゴル語命令文について、シュール D. SCHUH の分析⁽¹²⁾を踏まえつつ、発令対象者が発令者より受けた権限を行使できる対象を通知先と定義している⁽¹³⁾。

文書の機能の第二は、将来の照合・参照に備えることである。伝達の機能がほぼ行使されるのに対して、この機能は、必ずしも行使されないという点がその特徴ということもできる。そして、この機能を円滑に行使するためには、しかるべき場所に保管することが必要になる。公文書の場合には、保管の業務を担当する機関・人員が設置・配置されることが多い。膨大に発給・受領されて集積していく公文書は、後の照合や参照の便宜のために、分類・整理される。すべての文書が保管されるとは限らず、不要と判断された文書は廃棄される可能性もある。なお、第一の機能を行行使された後に第二の機能が発生する文書もあれば、第二の機能のみを期待される文書もある。後者の場合は、将来の照合・機能を可能性として有しながらも、文書そのものの保管自体が実質的に自己目的化していくこともある。また、第二の機能のみを有する文書の場合、発給者は存在するが、意思を伝達する特定の対象が存在するとは限らない。考え方によっては、第二の機能を保管と定義してもよいだろう。

第二の機能とも密接に関連するが、文書の機能を考える上で興味深いのは、文書がその機能を果たした後の行方である。以下のように 5 通りのケースが想定される。ある文書に受領者が設定されている場合、その意思伝達の機能が行使されると同時に、その文書は受領者のものとなる。そして、受領者は、(1)その文書を保管する、(2)その文書の意味を行行使するために、それを携帯する、(3)あるいはそれを転送する。以上の行為の期間は、文書そのものに記載されている場合もあれば、記載されていないが慣例などによって期間が限定されている場合もあり、また期間が限定されていない場合もあろう。意思の伝達、あるいはその意思の行使が完了したときや、付与された権限が無効となったときには、(4)その文書は回収されるか、(5)破棄されることもある。

例えば、モンゴル時代のカーン qayan が宗教教団やその施設・人員に発給した命令文は、モンゴル語で「もっていく（持ち続ける）ジャルリク *bariju yabuyai jrlj/bariju yabu'ai jarliq*」などと表現される。そして、直訳体では、「把着行踏底聖旨」「執把行の聖旨」などと訳され、漢語文献では「執把聖旨」「護持聖旨」などとも呼ばれた⁽¹⁴⁾。これらの命令文書は、本来的には受領者が保持す

(12) SCHUH, Dieter. *Erlasse und Sendschreiben mongolischer Herrscher für tibetische Geistliche: ein Beiträge zur Kenntnis der Urkunden des tibetischen Mittelalters und ihrer Diplomatie*. St. Augustin: VGH Wissenschaftsverlag, 1977.

(13) 松川節「大元ウルス命令文の書式」『待兼山論叢』史学篇 29, 1995 年, pp. 37–43; 松川節『13～14 世紀モンゴル時代発令文の研究』京都: 松香堂, 2001 年, pp. 151–158.

(14) カーン以外の皇族が発令した命令文は、モンゴル語でウゲ *üge* といい、漢語文献では、発令者が女性皇族の場合は懿旨、男性皇族の場合は令旨と訳される。モンゴル時代中期以降になると、モンゴル語でも懿旨・令旨を音訳したイジ **iji/ji*・リンジ *lingji/*linji* が使われるようになる。中村淳・松川節「新発見の

ることが想定されていた。彼らは、必要に応じてそれを示すことにより、彼らが権限を付与されていることを証明したのである。これらは、新たに同様の命令文書が発給されると、従前のものを返却することが求められた⁽¹⁵⁾。もちろん、受領者の不法・違反行為などによって、その権限付与が撤回された場合も回収されなければならなかった。

上の例からも明らかなように、受領者による文書の保管や携帯は、第二の機能、すなわち将来の参照・照合に供する目的を帯びている。そして、その文書が付与された権限、あるいは受領者の身分を証明するような重要書類である場合は、原文書は確実に保管されなければならない。その際、とられる手法が写しの作成である。原文書の記載内容を保証し、容易に参照・照合できるものとして、写しが作成される。さらに、(3)(4)(5)いずれのケースにおいても、原文書は受領者の手を離れてしまうが、それを契機としても、文書の写しは作成された。写しの作成は、文書と切っても切れない行為であるといつてよい。そして、これらの文書の写しも、(1)保管、(2)携帯の用途に用いられ、また、正本を手元に置いて、写しが(3)転送されることもある⁽¹⁶⁾。

3. 原文書と写し

前節で述べたように、文書が発給されると、往々にしてその写しが作成された。この写しの作成という営為が文書史料を多様かつ豊かにしているといつてよい。文書史料の分類方法には様々な方法があるが、本稿では、写しの二次利用に注目しつつ、形態・機能・伝来を複合させた分類を提示したい。

この分類方法では、文書史料は、原文書とその写しに、大きく分けられる。実は、原文書をどのように定義するかも厄介な問題である。本稿では、公文書においては、発給・伝達・保管・参照など文書行政の過程で実際に使用された文書を原文書と定義する。したがって、正本・原本・謄本すべて原文書に包含される広義の定義となる。そして、原文書は、伝来過程に注目すると、保管された文書が現代にいたるまで伝わっている場合（伝世文書）、破棄・放棄されていた文書が発掘などにより発見された場合（出土文書）⁽¹⁷⁾、破棄・放棄された文書の裏面⁽¹⁸⁾が再利用された

蒙漢合璧少林寺聖旨碑』『内陸アジア言語の研究』8, 1993年, pp. 35-36, 39, 42, 46, 50, 52 及び前掲（注13）松川節「大元ウルス命令文の書式」, pp. 38-39; 前掲（注13）『松川節 13-14世紀モンゴル時代発令文の研究』, pp. 152-153 参照。なお、モンゴル語のラテン文字転写は、／の左側がウイグル文字、右側がパスパ文字の表記に基づく。

⁽¹⁵⁾ 前掲（注6）船田善之「元代の命令文書の開読について」, pp. 54-55; 船田善之「靈巖寺執照碑碑陽所刻文書を通してみた元代文書行政の一断面」『アジア・アフリカ言語文化研究』70, 2005年, p. 97. 松井太評「船田善之著「元代の命令文書の開読について」」『法制史研究』56, 2006年, pp. 273-274 も参照。

⁽¹⁶⁾ 蔚州靈仙泉飛泉觀見当觀門道士閻志進「吐退文状」（光緒『蔚州志』卷九「元玉泉寺碑記」14b2-4; 鄧慶平編録『蔚州碑銘輯録』桂林：広西師範大学出版社, 2009年, p. 76）には、もたらされた聖旨を抄録して、別の地点でそれを宣読した事例が確認される。高橋文治「至元十七年の放火事件」『東洋文化学科年報』12, 1997年, のち高橋文治『モンゴル時代道教文書の研究』東京：汲古書院, 2011年, pp. 302-304; 前掲（注15）船田善之「靈巖寺執照碑碑陽所刻文書を通してみた元代文書行政の一断面」, p. 97 参照。

⁽¹⁷⁾ 何らかの理由で、意図的に洞窟や地下に保管された文書が出土する場合もある。代表的な事例として、河北省隆化県鴿子洞から発見された文書がある。隆化県博物館「河北隆化鴿子洞元代窖藏」『文物』2004/5, 2004年, pp. 4-25, +2 pls.; 王大方「從河北隆化鴿子洞元代文書談元代的失刺幹耳朵」『文物』2004/5, 2004

場合（紙背文書）などがある⁽¹⁹⁾。

モンゴル時代の原文書として最大の件数を誇る文書群は、ハラホト（Qara Qota, 黒水城, 黒城）跡から出土した文書である。ハラホト遺跡は、まず 1908 年～1909 年にロシアのコズロフ П. К. Козлов が、ついで 1914 年にスタイン A. STEIN が、それぞれ発掘調査を行い、発見された文書は、それぞれロシア・イギリスに将来された。そして、1983～84 年には、内蒙古文物考古研究所と阿拉善盟文物工作站的合同発掘調査によって、多くの文書が発掘され、内蒙古文物考古研究所の所蔵となった。幸いなことに、これらのほとんどが図録資料集あるいは Web データベースで公開・公開されているので、その写真を容易に参照できる⁽²⁰⁾。

年, pp. 76–77; 王大方「元上都東涼亭与河北灤平鴿子洞出土文書述略」『内蒙古文物考古』2004/1, pp. 75–77; 張伝璽「新見鴿子洞元代契約識読」『国学研究』14, 2004 年, pp. 27–32; 党宝海「一組珍貴的元代社会經濟史資料：説河北隆化県鴿子洞出土文書」『中国社会經濟史研究』2005/2, 2005 年, pp. 29–33; 党宝海「元朝詔令の体例与下達：説河北隆化県鴿子洞至正二十一年詔令」『文史』71, 2005 年, pp. 169–174; 森田憲司「鴿子洞文書について：附第 2 号文書録文」『13, 14 世紀東アジア史料通信』7, 2007 年, pp. 1–3; 宮澤知之「元上都路興州（河北省隆化県）発見の文書」『13, 14 世紀東アジア史料通信』7, 2007 年, pp. 4–7; 陳瑞青「河北隆化鴿子洞元代放支官俸文書研究」『承德民族師專學報』27/3, 2007 年, pp. 47–49.

(18) 余白が再利用される場合も想定しなければならない。その場合、紙背文書という呼称は適当ではないが、さしあたって紙背文書に含めておく。

(19) 前掲（注 3）船田善之「元代漢語公文書（原文書）の現状と研究文献」, pp. 28–31; 前掲（注 3）船田善之（彭向前訳）「元代漢文公文書（文書原件）の現状及其研究文献」, pp. 85–89。紙背文書は、問題点として、その調査と利用の困難さが指摘されてきたが、近年、上海図書館所蔵の『増修互注礼部韻略』紙背 300 葉余りにわたる元代湖州路の 700 戸以上の戸籍簿の録文と研究が公表された。王曉欣・魏亦楽「元公文紙印本史料初窺：宋刊元印本《増修互注禮部韻略》紙背所存部分元代資料淺析」『清華元史』3, 2015 年, pp. 77–96; 王曉欣・郭旭東「元湖州路戸籍冊初探：宋刊元印本《増修互注禮部韻略》第一冊紙背公文紙資料整理与研究」『文史』2015/1, pp. 103–197。

(20) 前掲（注 3）船田善之「元代漢語公文書（原文書）の現状と研究文献」, pp. 28–29; 前掲（注 3）船田善之（彭向前訳）「元代漢文公文書（文書原件）の現状及其研究文献」, pp. 85–87。

コズロフ将来文書は、現在、ロシア科学アカデミー・サンクトペテルブルク東方文献研究所に所蔵され、仏教文献以外のモンゴル時代漢語文書 86 件（孫繼民の整理に基づく。うち 5 件は西夏時代の可能性もある）については、俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所・中国社会科学院民族研究所・上海古籍出版社編『俄藏黒水城文獻』第 1–14 冊、上海：上海古籍出版社、1996–2011 年にモノクロ写真が掲載される。これ以外に、敦煌出土文獻と誤認されたハラホト出土文書も知られる。榮新江『『俄藏敦煌文獻』中的黒水城文獻』沈衛榮・中尾正義・史金波主編『黒水城人文与環境研究：黒水城人文与環境國際學術討論會文集』北京：中国人民大学出版社、2007 年, pp. 534–548, のち榮新江『辨偽与存真：敦煌學論集』上海：上海古籍出版社、2010 年, pp. 165–180 + pls. 35–41 (pp. 15–18) を参照。『俄藏敦煌文獻』の書誌情報は次のとおり。俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所・俄羅斯科学出版社東方文学部・上海古籍出版社編『俄藏敦煌文獻』全 17 冊、上海：上海古籍出版社、1992–2002 年。

スタイン将来文書は、現在大英図書館に所蔵され、多くが IDP (International Dunhuang Project. <http://idp.bl.uk/>) で公開されている。沙知・吳芳思主編『斯坦因第三次中亞考古所獲漢文文獻（非仏經部分）』全 2 冊、上海：上海辞書出版社、2005 年にモノクロ写真が掲載される。

録文については、MASPERO, Henri, ed. *Les documents chinois de la troisième expédition de Sir Aurel Stein en Asie Centrale*. London: The Trustees of the British Museum, 1953 がスタイン将来文書のテキストを掲載していた。最近では、中国で両文書群のテキストの整理・研究が進み、孫繼民・宋坤・陳瑞青『俄藏黒水城漢文非仏教文獻整理与研究』全 3 冊、北京：北京師範大学出版社、2012 年、及び孫繼民等『英藏及俄藏黒水城漢文文獻整理』全 2 冊、天津：天津古籍出版社、2015 年が出た。

内蒙古文物考古研究所所蔵文書のうち、漢語文書は 2,200 件あまりで、極小断片を除く 760 件を再録した李逸友『黒城出土文書（漢文文書卷）』北京：科学出版社、1991 年が刊行されるが、掲載する写真は

文書史料のもう一つの分類を構成する写しは、原文書から抄写されたものである。当然ながら、写しからさらに写しが作成されることもある。写真やフィルムなども原文書の写しであるが、ここでは近代の科学技術の恩恵を受けないものについて論じる。

前節で述べたように、文書正本の記載内容を保証し、容易に参照・照合できるものとして、その写しを作成することは広く見られる。写しを作成するのは、必ずしも原文書の受領者だけではない。文書の正本は多くの場合発給者自身の手元に残らないため、発給者がその控え（原本）として写しを保管することが必要となる。小林隆道は、「大量に作成される「控えあるいは保存」の記録が、伝達された「移動する」文書の背後に存在する」ことに注意を喚起している⁽²¹⁾。また、何らかの形で文書の内容に関連する第三者も、文書の写しを作成することがある。例えば、至元三年（1266）にクビライが「日本国王」宛てに発給した国書（文書型式は筆者の定義に基づけば「奉書」）の原文書は失われてしまっているが、その写しが宗性（1202–1278）『調伏異朝怨敵抄』（東大寺図書館所蔵）収められて伝わっている。これは、当時東大寺の仏僧であった宗性（1202–1278）が文永五年（1268）に京都で「奉書」の写しを実見して、その後の参照のために写しを作成し、「蒙古国牒状」として自身の著作に収めたのであった⁽²²⁾。そして、発給者側、すなわちクビライ政権でも、おそらくその控えが作成されていた⁽²³⁾。それは架閣庫または秘書監に保管されたと思われる。この場合、日本に送達された「奉書」が正本で、クビライ政権に残ったものは写しであるが、それは保管のための原本であり、後者も公的機関に保管されたという事実に着目すれ

部の文書に限られ、かつ不鮮明であった。その後、極小断片を除くほとんどの文書の写真が、前掲（注3）塔拉・杜建録・高国祥主編『中国蔵黒水城漢文文献』北京：国家図書館出版社；前掲（注3）塔拉・杜建録・高国祥主編『中国蔵黒水城民族文献』天津：天津古籍出版社、2013年に掲載された。録文として、杜建録総主編『中国蔵黒水城漢文文献積録』全14冊、北京：中華書局、2016年に刊行された。『中国蔵黒水城漢文文献』・『中国蔵黒水城民族文献』は、鮮明なカラー写真が尺寸を確認できる状態で提供されており、利用者の便宜に最大限配慮している。とりわけ、可能な範囲で原寸大の写真掲載が試みられていることは、非常に画期的であった。なお、2010年8月に同所で実見調査した時の情報によれば、これらの文書は内蒙古博物院に移管予定とのことであった。

他の原文書については、本注冒頭で掲げた筆者の研究整理を参照。これらで言及していない原文書として、その後、その存在が知られるようになった、高麗のいくつかの原文書がある。高麗・朝鮮の文書研究を精力的に進めている川西裕也の研究を参照されたい。川西裕也『朝鮮中近世の公文書と国家：変革期の任命文書をめぐって』福岡：九州大学出版会、2014年；川西裕也「高麗の国家体制と公文書」『史苑』75/2、2015年、pp. 231–256；川西裕也「高麗忠烈王代発給の「松広寺奴婢文書」：パスバ字「駙馬高麗国王印」の新事例」『朝鮮学報』245、2017年、pp. 117–139。

(21) 前掲（注10）小林隆道『宋代中国の統治と文書』、pp. 22–23。

(22) 竹内理三編『鎌倉遺文：古文書編第十三巻』東京：東京堂出版、1977年、p. 324；佐伯弘次『モンゴル襲来の衝撃』東京：中央公論新社、2003年、p. 60。比較的鮮明な図版として、NHK取材班編『大モンゴル3 大いなる都巨大国家の遺産』東京：角川書店、1992年、pp. 56–57が参照に簡便である。なお、至元四年（1267）に王植（高麗国王）が「大王殿下」（日本国王）に宛てた「啓」及び至元五年（1268）に潘阜（高麗国信使）が「明府殿下」（少弐資能）に宛てた「啓」も、それぞれ「高麗国書案」「高麗国牒状案」として抄録されている。

(23) イランのフレグ・ウルスでも勅書（yarliḡh）の控えが記録されて保管されていた。ŠAYḤ AL-ḤUKAMĀ'ī, 'Imād al-Dīn・渡部良子・松井太「ジャライル朝シャイフ＝ウワイズ発行モンゴル語・ペルシア語合璧命令文書断簡2点」『内陸アジア言語の研究』32、2017年、pp. 121–125 参照。

ば、原文書である⁽²⁴⁾。そして、この「奉書」のテキスト自体が起居注に記録されることも想定される。この過程を経て、「奉書」のテキストは、『世祖実録』や『経世大典』に収録され、さらに後の『元史』などの史書にも収録されるに至る。

各種の地契・地券や特許状のように、権利関係を証明するための文書は、紛争が発生したとき、その文書の写しが作成されて証拠書類として調停機関に提出される。この場合、これらの証拠書類は、原文書に対してはその写しである。しかし、紛争処理のために提出された文書の一件と考えた場合、紛争当事者が公的機関に発給した文書でもあり、それらは公的業務の中で取り扱われた文書であるから、それらも公文書かつ原文書でもあることになる。

前節ですでに述べたように、将来の参照・照合のために、文書の写しは作成され、保管される。つまり、写しの作成は、文書の第二の機能を強化することを目的としているのである。このような場合、その機能をより恒久的にするために、さらにより多くの人の参照に供するために、単独の写しを作成するのではなく、家譜や典籍の一部として抄写・抄録する方法がとられることもあった⁽²⁵⁾。権利関係を示す契約文書⁽²⁶⁾や、身分を証明する任命文書⁽²⁷⁾にそのような事例を多く見ることができる。また、公的な手続きを経て刊行された典籍には、その刊行の許可・命令を記録した公文書がしばしば収録される⁽²⁸⁾。上述の実録・政書・史書への文書史料のテキストの収録も含めて考えた場合、文書の写しやテキストの典籍・家譜への抄録・抄写は、後世への伝達、ないし不特定多数の対象への機能・目的を有していることになる。そして、その営為は、歴史叙述に史料を提供するだけでなく、それ自体が歴史叙述の一部を担っているといってもよい。

(24) このように原文書を広義で解釈するならば、官僚・胥吏が公的業務の際に筆記したであろうメモ書きや下書きも、暫定的には公文書であり、それが何らかの形で保管され、伝わったならば、原文書として扱えることになる。

(25) 上述のように、現存するクビライの日本国王宛「奉書」の写しも、宗性の著作に収録されたものであった。さらに 17 世紀後半に編纂された『異国出契』にも、これらモンゴル・高麗-日本の外交文書群が、その後 17 世紀に至るまでの外交文書群とともに収録されている。張東翼「一二六九年「大蒙古国」中書省の牒と日本側の対応」『史学雑誌』114/8, 2005 年、のち張東翼『モンゴル帝国期の北東アジア』東京：汲古書院, 2016 年, pp. 16-19 参照。

(26) 例えば、福建泉州晋江陳埭のムスリム丁氏の家譜（道光年間輯）に収録されるモンゴル時代契約文書 8 件がある。その中には地税納入証明文書が一件含まれる。施一揆「元代地契」『歴史研究』1957/9, 1957 年, pp. 79-84; 愛宕松男「元代の地契：施一揆氏の解説を正す」『文化』23/2, 1959 年、のち愛宕松男『愛宕松男東洋学論集 第四巻：元朝史』東京：三一書房, 1988 年, pp. 403-418; 陳高華「元代土地典売的過程和文契」『中国史研究』1988/4, 1988 年; のち陳高華『元史研究新論』上海：上海社会科学院出版社, 2005 年, pp. 1-25 参照。

(27) 例えば、呉澄『臨川呉文正公草廬先生文集』（宮内庁書陵部蔵、永楽丙戌（1406）刊）に附された「大元累授臨川郡呉文正公宣勅」がある。これは、呉澄とその家族の宣勅（追封を含む）11 件で、パスパ文字漢語・漢字漢語の合璧であることでも有名である。神田喜一郎「八思巴文字の新資料（附 大元累授臨川郡呉文正公宣勅）」『東洋学文献叢説』東京：二玄社, 1969 年、のち神田喜一郎（1984）『神田喜一郎全集 第三巻』京都：同朋社, 1984 年, pp. 82-119 参照。

(28) 宮紀子「程復心『四書章句』出版始末攷：大元ウルス治下における江南文人の保举」『内陸アジア言語の研究』16, 2001 年、のち前掲（注 6）宮紀子『モンゴル時代の出版文化』, pp. 326-327. この論文は、そのような公文書を分析することにより、公的な出版をめぐる地方・中央の文化機関及び文人の活動とそれを支えた制度を解明している。

4. 石刻史料⁽²⁹⁾：石に刻まれた文書の写し

紙という、軽量で嵩張らない、言い換えれば移動に簡便な記録媒体を、人類が手に入れて以来、紙は、人類にとって主要な記録媒体であり続けてきた。かなりの部分が電子データとその記録媒体に移行した現在においても、紙はなお重要な記録媒体の地位を保持しているといつてよい。それと筆記具があれば十分という記録の容易さと、相対的にみてコストパフォーマンスに優れていることも大きな要因であろう。

東ユーラシアにおいても、文書には竹簡・木簡が長く用いられていたが、紙の普及に伴って紙に取って代われ、現在に至っている⁽³⁰⁾。そして、その写しにも多く紙が用いられてきた。しかし、紙と並んで、文書の写しに用いられる重要な材料として注目されるのが、石である⁽³¹⁾。上述のように、写しの作成は、後の照合・参照を容易にし、保管を確実とし、さらにその意思・テキストの後世への伝達を促進する。そして、文書と同様に、写しの行方を考えた場合、(1)保管、(2)携帯、(3)転送、(4)回収、(5)破棄のいずれにおいても、それが紙であることのメリットを見い出すことができる。(1)については、軽量で嵩張らない故に、他の媒体に比してスペースを占めない、(2)～(4)については、同様の理由から持ち運びに簡便、(5)については有機物であるが故に容易に燃焼する点、そのメリットとして挙げられる。ただし、(1)保管については、有機物であるが故に、損傷・燃焼しやすく、虫食いの被害も受ける、持ち運びが簡便なために紛失しやすい、というデメリットも有している。

この点において、石は、紙と正反対の性質を有している。石は重いために移動させることが容易ではない。また、紙に筆で記録するのとは異なり、銘文を刻むのに多大な労力を有する。しかし、無機物であるが故に、腐敗せず、損傷・燃焼しにくい。この特性は、上述の(1)保管に極めて適している。逆に、(2)携帯、(3)転送、(4)回収、(5)破棄には、全く向いていない。つまり、文書の写しを石に刻むのは、(1)保管という用途に特化している。そして、改変や破棄の困難さ（ただし可能である）故に、保管、及びそれによる意思ないし情報の固定化とその恒久的な伝達がその機能として期待される営為といつてよい⁽³²⁾。

⁽²⁹⁾ 小林隆道は、石に刻まれた文書を「石刻「文書」と呼ぶ。その一連の研究で、原文書とは異なる特性を抽出することにより、宋の統治と文書について、さらに金元についても、多くの知見を提出している。前掲（注10）小林隆道『宋代中国の統治と文書』、pp. 117-368。その定義と史料論に関する叙述は、第四章「宋金石刻「文書」研究序説」、pp. 117-189にまとめられている。なお、小林がこの呼称を最初に用いたのは、小林隆道「蘇州玄妙觀元碑「天慶觀甲乙部符公據」考：宋元交替期の宋代「文書」」『東洋学報』92/1、2010年、のち前掲書、pp. 339-368である。

⁽³⁰⁾ もちろん、神聖さや高級感を演出するために、金銀などの貴金属、玉や絹が好んで用いられる場合もある。これら原文書の書写材料による下位分類は、本稿では詳論しない。

⁽³¹⁾ モンゴル時代石刻公文書については、船田善之「石刻史料が拓くモンゴル帝国史研究：華北地域を中心として」早稲田大学モンゴル研究所編『モンゴル史研究：現状と展望』東京：明石書店、2011年、pp. 65-90（特にpp. 70-73）も参照されたい。

⁽³²⁾ 井黒忍「山西洪洞県水利碑考：金天眷二年「都総管鎮国定兩県水碑」の事例」『史林』87/1、2004年、のち井黒忍『分水と支配：金・モンゴル時代華北の水利と農業』東京：早稲田大学出版部、2013年、pp. 45-49、56-64；宮紀子『龍虎山志』からみたモンゴル命令文の世界：正一教団研究序説』『東洋史研究』63/2、2004年、p. 117、のち宮紀子『モンゴル時代の知の東西：上巻』名古屋：名古屋大学出版会、2018年、p. 211；

さらに、石刻史料の特性として重視しなければならないのは、その「公開性」、そしてそれによる「実用性」である⁽³³⁾。刻石立碑という営為は極めてモニュメンタルであり、強烈なメッセージ性を有している。その物体 (object) そのものは、対象の特定不特定の如何を問わず、多数の人々の目に触れることを前提としている。そして、立碑の地点も、寺観祠廟や官衙の境内・院内あるいはその門前、橋梁・水路など交通・農業施設といった、公共空間が選ばれる。もちろん、墓室に安置される墓誌銘のように、公開を前提としない石刻史料もあるが、むしろ石刻史料の中では特別な部類に入るといってよい。

上述のように、刻石立碑の一義的な機能は、保管＝保存、及びそれによる意思ないし情報の固定化とその恒久的な伝達にある。そして、それは公開を前提として成り立っているといつてよい⁽³⁴⁾。ところで、石刻史料は、その情報の永続性を以て、磁気・光学ディスクなど電子データの保存媒体に喩えられることもあった。しかしながら、石は、これらの保存媒体と異なり、移動や書き換えが容易ではない。また、これら保存媒体は必ずしも公開性を有しているとは限らない。したがって、この比喩は必ずしも適当ではなく、むしろ、石刻史料の特性を表現できていないといえる。

以上のような特性と機能から、とりわけ中国本土において、石は紙と並んで重要な記録媒体であった⁽³⁵⁾。そして、モンゴル帝国時代も例外ではなく、とりわけ公文書を刻んだ石刻史料（以下、「石刻公文書」と称する）が多く遺されており、極めて特徴的である⁽³⁶⁾。そして、モンゴル帝国時代の石刻公文書の特徴として、以下の二点が指摘される。第一点は、石刻公文書の主流が、宋や大金における省部の勅牒から、王言、すなわち聖旨・懿旨・令旨や詔へと移行したことである⁽³⁷⁾。この差異は極めて際立っている。第二点は、第一点と密接に関連するが、王言の刻石立碑は、カ

前掲（注15）船田善之「靈巖寺執照碑陽所刻文書を通してみた元代文書行政の一断面」、pp. 98-99；船田善之「山東日照・諸城の元代石刻の現状：石刻現地調査の展望と課題」『東アジアと日本：交流と変容』4, 2007年, p. 17；井黒忍「水利碑研究序説」『早稲田大学高等研究所紀要』4, 2012年, のち上掲井黒忍『分水と支配：金・モンゴル時代華北の水利と農業』, p. 26.

(33) 前掲（注32）井黒忍「水利碑研究序説」、pp. 17-18, 25-29；船田善之「モンゴル時代華北地域社会における命令文とその刻石の意義：ダURIタイ家の活動とその投下領における全真教の事業」『東洋史研究』73/1, 2014年, p. 53.

(34) 小林隆道も、「石刻「文書」は文書が本来備える一回性の情報伝達行為を石面に固定化し「公開し続ける」点に、紙の文書との相異点を見出している。前掲（注10）小林隆道『宋代中国の統治と文書』, p. 120.

(35) 古文書（紙媒体）を大量に保持してきた日本と、刻石立碑が盛んな中国本土の対照性はしばしば言及される。これによって、両者の政治権力や基層社会のあり方を対比することも可能である。ただし、単純な二項対立的理解は皮相的であるし、日本の寺社・墓地には多くの石碑があり、中国本土でも実は多くの文書（档案や民間文書）が伝わっている。文書管理制度やその文化、歴史叙述の方法、そして社会構造など様々な要素について、今後本格的な再検討と比較が必要であろう。また、朝鮮半島、中央ユーラシア、東南アジアも含めた総合的な比較研究も求められる。

(36) 前掲（注31）船田善之「石刻史料が拓くモンゴル帝国史研究」、pp. 70-73；前掲（注33）船田善之「モンゴル時代華北地域社会における命令文とその刻石の意義」、pp. 50-51.

(37) 船田善之「「西安清真寺洪武25年聖旨碑」から見た元明期中国ムスリムの変容とネットワーク」森川哲雄・佐伯弘次編『内陸圏・海域圏交流ネットワークとイスラム』福岡：権歌書房、2006年, p. 73, 注2；船田善之「《西安清真寺洪武25年聖旨碑》所見元明時期穆斯林的変遷」方鉄・鄒建達編『中国蒙元史学術研討会暨方齡貴教授九十華誕慶祝会文集』北京：民族出版社、2010年, p. 172, 注2；前掲（注10）小林隆道『宋代中国の統治と文書』, p. 119.

ーンや王侯といったモンゴル統治層の主導性によっても促進されたことである⁽³⁸⁾。

そして、これらの石刻文書では、原文書の様式、すなわち体裁や書体などが、時には印影・花押に至るまで、精巧に再現される傾向にあることを指摘しなければならない。それ故、石刻文書は「準文書」として、文書研究に活用されてきたのである⁽³⁹⁾。

5. 公文書集成史料⁽⁴⁰⁾

モンゴル帝国は、中国本土を統治するにあたっては、当初金律に拠っていたが、至元八年(1271)にその慣例を停止する。その後、漢人官僚による新律制定の提案が数次にわたってなされるが、実現には至らなかった⁽⁴¹⁾。

そのため、行政手続きや裁判においては、カーンの聖旨を頂点とする各種のモンゴル命令文、臣下が起草して雅文漢語でカーンが発給した詔書、またそれらを承けて各級政庁が発給した単行命令としての下行文書（カーンの聖旨によって裁可を得た箇条書きの規定、すなわち条画もしばしば発給された）、個々の判例が参照され、行政の執行や裁判の判決の拠り所となった。そのため、中央・地方の官僚・胥吏たちは、日常の業務において、所属部署の架閣庫に保管された公文書から先例に当たる必要があった。これら公文書は、一季ごとに分類・整理が行われ、案件ごとに標題・整理番号が附され、年次順に保管されていた⁽⁴²⁾が、その参照のための過重な労力は自ずと推測されるだろう。その労力を軽減するために、容易に先例に当たることのできる典籍に対する需

(38) 前掲(注6) 宮紀子「大徳十一年「加封孔子制誥」をめぐる諸問題」, pp. 285-287; 前掲(注33) 船田善之「モンゴル時代華北地域社会における命令文とその刻石の意義」, pp. 50-51.

(39) 前掲(注31) 船田善之「石刻史料が拓くモンゴル帝国史研究」, pp. 66, 68, 70-73; 前掲(注10) 小林隆道『宋代中国の統治と文書』, pp. 117-122. これらが言及する先行研究から明らかなように、石刻文書の準文書としての活用は、モンゴル時代史(元代史)研究が積極的に行ってきた。これらの先行研究や筆者の研究において、原文書と石刻文書を完全に同一視することはできず、それぞれの史料の特性や扱い方に対する留意が喚起されている。そして、小林の研究は、とくに、機能面の相異点を明快に議論しており、今後の石刻文書研究において必ず参照されるべきである。

(40) モンゴル時代中国本土における法制と、『元典章』・『通制条格』など本稿でいう公文書集成史料の編纂・刊行について、日本では、安部健夫・宮崎市定以来多くの研究があるが、近年の植松正の論考が総括的かつ多くの示唆に富む。これら基本的な事実関係については、植松の叙述に依拠した。安部健夫「大元通制解説：新刊本「通制条格」の紹介に代えて」『東方学報』京都1, 1931年, のち安部健夫『元代史の研究』東京：創文社, 1972年, pp. 277-318; 宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構：元典章成立の時代的・社会的背景」『東方学報』京都24, 1954年, のち宮崎市定『宮崎市定全集 11：宋元』東京：岩波書店, 1992年, pp. 137-258; 植松正「元典章・通制条格：附遼・金・西夏法」滋賀秀三編『中国法制史：基本資料の研究』東京：東京大学出版会, 1993年, pp. 409-420; 洪金富「《元典章》点校积例」『中国史研究』2005/2, 2005年; 張帆「《元典章》整理的回顧与展望」『中国史学』18, 2008年; 陳高華「《元典章・戸部》簡論」『中華文史論叢』90, 2008年, のち陳高華『元朝史事新証』蘭州：蘭州大学出版社, 2010年; 植松正「《元典章》文書の構成からみたその成立事情」『中国史学』21, 2011年, pp. 131-155; 陳高華・張帆・劉曉・党宝海点校『元典章』全4冊, 天津：天津古籍出版社, 2011年, 序; 洪金富「校定本《元典章》序」『古今論衡』26, 2014年, のち同校定『洪金富校定本元典章』全4冊, 台北：中央研究院歷史語言研究所, 2016年, pp. 3-41.

(41) 前掲(注40) 植松正「《元典章》文書の構成からみたその成立事情」, pp. 140-142.

(42) 中島楽章「元代の文書行政におけるパスパ字使用規定について」『東方学報』京都84, 2009年, pp. 109-111.

要は大きかったはずである。

この需要を満たすために、中央・地方政府によって、あるいはそれらの官吏らによって、公文書を内容によって分類・編集・集成した書籍が編纂・頒布・刊行された。その代表的なものが『大元通制』・『至正条格』・『元典章』である⁽⁴³⁾。「はじめに」で述べたように、『元典章』は判例集と称されてきたが、筆者はこれらの史料群を公文書集成史料と総称したい。なお、これらの史料群の編纂・刊行に至る過程とそれをめぐる状況については、植松正の研究に詳しい⁽⁴⁴⁾。

モンゴル時代公文書の原文書の利用が困難であった期間、元代史・元朝史研究者を含め、モンゴル帝国史研究者は、これらの公文書集成史料を通して、モンゴル時代の公文書を分析してきたといつてよい。この史料群は、モンゴル帝国史研究者に重要な情報と視角を提供し続けているが、文書研究からみると、二つの大きな問題点を有している。

第一に、公文書集成史料の世界は、当時の公文書世界のごく一部を切り取ったものに過ぎない。これら公文書集成史料は、先例となり得る公文書のみを選別しているからである。先例とならない（あるいは集成・編纂主体にそう判断された）案件や、かつて先例となったが編集・集成時には覆された案件は排除されてしまっている。次に、その結果として、カーンや中央政府の最終決定を各部署に下達する公文書を中心に構成されていることになる。中央政府編纂の『大元通制』『至正条格』では、カーンの聖旨・詔赦、中書省（時期によっては尚書省）や六部、御史台が発給した公文書が主たる対象となる。地方で編纂され、民間で刊行された『元典章』でも、上記の公文書を受領した行省・行御史台が下位の統属官庁へ発給した公文書を中心に構成されている⁽⁴⁵⁾。それ故、上行文書や、路や肅政廉訪司（提携按察司）レベル以下が発給した下行文書はほとんど採録されていない⁽⁴⁶⁾。

第二に、公文書集成史料に収録される一件一件の公文書は、オリジナルの公文書を基礎としているが、編集に際して手が加えられている⁽⁴⁷⁾。それらが原文書とは性質を異にする編纂史料であることは、強く意識しなければならない。

以上のように、厳密な意味において、公文書集成史料所収の公文書は、一次史料とはいえない。しかし、原文書のテキストをかなりの程度保持している点を考慮すれば、限りなく一次史料に近いということもできる。

上述したように、公文書集成史料所収の公文書の多くは、案件について最終的な決定を指示・

(43) 前掲（注5）船田善之「モンゴル帝国（大元）史研究における漢語文書史料について」、pp. 54-55.

(44) 前掲（注40）植松正「元典章・通制条格：附遼・金・西夏法」、pp. 409-420；前掲（注40）植松正「『元典章』文書の構成からみたその成立事情」、pp. 140-143.

(45) 植松正は、『元典章』文書の最終受領官司を網羅的に整理し、所収文書の来源を明快に示している。前掲（注40）植松正「『元典章』文書の構成からみたその成立事情」、pp. 132-138.

(46) 前掲（注28）宮紀子「程復心『四書章句』出版始末攷」、pp. 328-329.

(47) 前掲（注5）船田善之「モンゴル帝国（大元）史研究における漢語文書史料について」、pp. 54, 56. だからこそ、田中謙二や植松正は、『元典章』所収文書を「元典章文書」と呼んで、他の文書と区別したのである。前掲（注7）田中謙二「元典章文書の構成」『東洋史研究』、pp. 92-117；前掲（注7）田中謙二「元典章文書の研究」、pp. 275-457；植松正「元典章文書分析法」『13, 14世紀東アジア史料通信』2, 2004年, pp. 1-11；前掲（注40）植松正「『元典章』文書の構成からみたその成立事情」。

通知する下行文書である。このような公文書は、案件の発端（当事者の申し立てや、案件が生じた部署から上級官司への報告）、中央政府による検討及び関連官司への照会や発端部署への再確認、発端部署などによる調査とその報告、カーンへの上奏と決裁としての聖旨を経て、最終的な決定がなされる。そして、しばしば、それぞれが複数回・複数部署に及ぶ。案件の発端部分の段階で過去の様々な公文書を引用している場合も珍しくない。そして、最後に発給される下行文書には、これらの公文書の行移が引用という形で入れ子式に包摂されている⁽⁴⁸⁾。萩原守は、このような構造をもつ公文書を「多重直接引用」の形式と称しており、本稿でもこの呼称を踏襲する⁽⁴⁹⁾。

この公文書の構造は、最終決定の指示・通知に至る上述の経緯に明らかなように、中国本土の高度に複雑化された官庁組織とそれに規定される公文書の体系、そして徹底した先例主義に由来するものである。とある官庁あるいは官員が、とある公文書を受領し、その報告・指示・照会内容を踏まえ、他の官庁に報告・指示・照会する公文書を発給する。その際、先の公文書を引用（節略を施す場合が多い）する⁽⁵⁰⁾ことにより、報告・指示・照会の背景や必然性を説明するのである⁽⁵¹⁾。先の公文書の引用に際しては、規範化された方式がとられていた。原文書では末尾部分にあった、日付を冒頭に移動し、発給者・受領者と文書の型式を明示してから、そのテキストを引用するのである⁽⁵²⁾。

『元典章』所収の公文書の形式は、まさしくこの引用方式に基づいている。要するに、『元典章』所収の公文書は、オリジナルの公文書に引用される他の公文書と同等のものといってよい。節略を含む編集・整形を経ている点では大差はない。公文書集成史料の公文書が一次史料に限りなく近いと述べたのは、この理由による。例えば、『元典章』所収の江西行省劄付に引用される中書省咨と、ハラホト出土の甘肅行省劄付（原文書）に引用される中書省咨との間には、ともに行省の官吏による引用のための編集が加わっている点において、本質的な違いはないのである。この事情について、岩井茂樹は、『元典章』元刊本の末尾に抄写された、「都省通例」と標題を附された

(48) 前掲（注7）田中謙二「元典章文書の構成」, pp. 92-93, 105-116; 前掲（注40）宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」, pp. 191-192; 宮崎市定『政治論集』東京：朝日新聞社, 1971年, のち宮崎市定『宮崎市定全集 別巻』東京：岩波書店, 1993年, pp. 544-549; 前掲（注7）田中謙二「元典章文書の研究」, pp. 428-457; 前掲（注47）植松正「元典章文書分析法」, pp. 1-2; 前掲（注7）岩井茂樹「元代行政訴訟と裁判文書」, pp. 411-419; 前掲（注5）船田善之「モンゴル帝国（大元）史研究における漢語文書史料について」, p. 55. 宮崎市定や植松正が引用する胡祇通（1233-1299）『紫山大全集』巻21「論体覆之弊」は、その文書の行移が「十六往返」に及ぶと述べる。

(49) 萩原は、この「多重引用方式」が中国本土の伝統的な漢語公文書のスタイルであり、その形式が清代モンゴルの裁判文書にも取り入れられたことを明快に示した。萩原守『清代モンゴルの裁判と裁判文書』東京：創文社, 2006年, pp. 142, 152-162.

(50) 岩井茂樹は、オリジナルでは3,000字を超える申形式の文書が、わずか134字にまで縮約されて再引用される例を提示している。前掲（注7）岩井茂樹「元代行政訴訟と裁判文書」, pp. 416-419.

(51) 前掲（注7）岩井茂樹「元代行政訴訟と裁判文書」, pp. 414-415.

(52) 公文書の多重引用方式において、重要な要素となるのが、引用の終端を示す語句「欽此」「敬此」「奉此」「承此」「蒙此」「准此」「拋此」「得此」である。前掲（注7）田中謙二「元典章文書の構成」; 洪金富「欽此」再議」楊聯生・全漢昇・劉広京主編『陶希聖先生九秩榮慶祝壽論文集：国史積論』（下）台北：食貨出版社, 1988年, pp. 635-656; 前掲（注7）田中謙二「元典章文書の研究」, pp. 428-457; 前掲（注47）植松正「元典章文書分析法」; 前掲（注7）岩井茂樹「元明清公文書における引用終端語について」。

公文書（箭付）の写しの分析を通じ、公文書の節略（縮約作業）が、『元典章』の編纂過程や、官庁での先例蓄積作業ではなく、箭付や咨などオリジナルの公文書が書写される際に行われていたことを明快に示している⁽⁵³⁾。

このことは、『大元通制』・『至正条格』などに収録される条文でも同様である。ただし、『元典章』に比べると、本来の多重引用方式による入れ子構造はさほど残っていない。これらの条文は、カーンの聖旨や中書省・御史台などが発給した下行文書の核心部分を抽出しているからである。岩井茂樹は、モンゴル帝国時代の「断例」「条格」が「蓄積・編纂の過程で一定の形式で整えられた」とみる⁽⁵⁴⁾。付言するならば、中書省・御史台が下行文書を発給する際、過去の中書省・御史台の公文書を必要最低限引用する場合、しばしば『大元通制』・『至正条格』所収の条文のような簡潔な形になるだろう。これらの条文もやはり、公文書引用の方式を経て整形されているのである。

以上から、中央・地方と編纂主体が異なるとはいえ、公文書集成史料は、引用形式に整形した公文書の集合体という共通点をもつことが明確となる。一方で、多重引用方式の残存の度合いが異なるのは、編纂主体、元データの公文書の発給者・型式やその保管部署に加え、その編纂目的の違いに由来する。もちろん、ともに簡便に参照できる先例を読者に提供することで共通している。ただし、『大元通制』・『至正条格』は、中央政府の最終判断をコンパクトにまとめ、ある種の法典的な性質をもたせようと指向している⁽⁵⁵⁾。これに対し、『元典章』は、先例によって判断の根拠を提供するだけでなく、文書処理のマニュアルも兼ねている⁽⁵⁶⁾。すなわち、先例について、最終判断に至るまでの文書行移を残すことにより、地方官庁の官吏がどのように文書処理を行い、どの上級官庁や関連官庁に文書を送達して、報告・照会し、あるいは判断を仰ぐべきかをも明示しているのである。

オリジナルの公文書やその写しにせよ、公文書集成史料にせよ、多重引用方式による複雑な入れ子構造を有している以上、その構造の把握なくしては、テキストの精確な理解はあり得ない。この文書構造の解析に際しては、田中謙二による先駆的なマニュアルがある。そして、近年では植松正が具体的な手順を解説しており、これらは、後学に多大な便宜を提供している⁽⁵⁷⁾。また、

(53) 前掲（注7）岩井茂樹「元代行政訴訟と裁判文書」, pp. 415–418.

(54) 前掲（注7）岩井茂樹「元代行政訴訟と裁判文書」, pp. 414–415.

(55) 植松正は、「総じて中央政府の法的編纂物にあっては、唐律令のような内実を伴ったのではないにせよ、律学に基づいてそれを律令に擬せんとする志向が強かった」と総括する。前掲（注40）植松正「『元典章』文書の構成からみたその成立事情」, p. 142.

(56) 『元典章』が『大元通制』・『至正条格』と異なり、六部構成になっているのも、地方官吏のマニュアルとしての使いやすさを指向したためであろう。

(57) 前掲（注7）田中謙二「元典章文書の構成」；前掲（注7）田中謙二「元典章文書の研究」, pp. 428–457；前掲（注47）植松正「元典章文書分析法」, 中国語で書かれたものとして、屈文軍「《元典章》の史料価値と通読要領」『内蒙古社会科学（漢文版）』24/6, 2003年もある。すでに情報としては古くなってしまっているが、『元典章』文書を始めとするモンゴル時代漢語公文書の読解のための覚書として、筆者による概説と参考文献リストもある。船田善之「『元典章』を読むために：工具書・研究文献一覧を兼ねて」『開篇』18, 1999年；船田善之（暁克訳）「関于解説《元典章》：兼談有関工具書・研究文献」『蒙古学信息』2000/3,

『至正条格』残本が発見され、その影印・校訂本が刊行されたことは特筆に値する⁽⁵⁸⁾。そして、『元典章』については、長く待望されていた全巻の点校本・校訂本が刊行され、史料環境は格段に進展した⁽⁵⁹⁾。

冒頭で述べたように、多くが完整な形を留めてはいないが、ハラホト文書という件数としてはかなりの数量を有する原文書の写真をみるできるようになった。そして、近年の成果として注目されるのは、本稿でもしばしば言及した岩井茂樹の研究である。岩井は、写しとはいえ、複雑な構造をそのまま伝える 3,000 字超の首尾一貫した簡付文書を分析・検討した⁽⁶⁰⁾。これらにより、われわれは、聖旨などいわゆる王言以外の官文書について、オリジナルの、あるいはそれに限りなく近い状態でその全貌を把握することができるようになった。換言すれば、公文書集成史料の公文書が、原文書からどの程度の改変を経ているのか類推できるのである。もちろん、公文書引用の際の節略は非可逆的な作業であり、完全に原文書を再構成することはできないが、公文書集成史料の公文書を、ある程度原文書の様相を推測しながら分析できるようになったといつてよい。今後、公文書集成史料を利用する際には、この心構えが不可欠であろう。

【謝辞】本研究は JSPS 科研費 JP26284097, JP26370826, JP18H00723 の助成を受けたものである。なお、成稿・改稿の過程で、阿風（中国社会科学院）・赤木崇敏（東京女子大学）・松井太（大阪大学）各氏より貴重なコメントを頂いた。ここに特記して謝意を表す。諸氏のコメントを十分に消化できていない議論はもとより、本稿の不備・誤謬については、筆者がその責を負うものである。

【追記】本稿第 5 節の骨子は、船田善之撰；申斌訳「蒙元時代の公文書史料：原文書与集成文書之間」『中国史研究動態』2017/5, 2017 年, pp.38-41 に基づく。これは注を付さない簡略な「筆談」というジャンルでの寄稿であったため、本稿では、より詳細な形で研究動向や議論を提示することができたと考えている。なお、本稿の初稿を脱稿した後、赤木崇敏・伊藤一馬・高橋文治・谷口高志・藤原祐子・山本明志『「元典章」が語ること：元代法令集の諸相』吹田：大阪大学出版会、2017 年を得た。『元典章』編纂・刊行の経緯と背景を詳述した高橋文治「律令と典章：『元典章』はいかに編まれたか」は、今後、植松正『「元典章」文書の構成からみたその成立事情』と併せて常に参照されるべき基本文献となる。また赤木崇敏「地方行政を仲介する文書たち：《賭博に関する賞金のこと》」は、元代公文書の様式と文書処理を検討した好

2000/4, 2000 年。なお、モンゴル時代の漢語公文書を分析する際には、文書構造の把握に加えて、モンゴル語直訳体の読解が必要である。文法・語彙の正しい解釈とともに、モンゴルの世界観に対する理解も求められる。モンゴル語直訳体の読解については、下記を参照されたい。田中謙二「元典章における蒙文直訳体の文章」『東方学報』京都 32, 1962 年（上掲「元典章文書の研究」に収録；亦隣真「元代硬訳公牘文体」『元史論叢』1, 1982 年、のち亦隣真『亦隣真蒙古学文集』呼和浩特：内蒙古人民出版社、2001 年、亦隣真（加藤雄三訳）「元代直訳公文書の文体」『内陸アジア言語の研究』16, 2001 年, pp. 155-172.

(58) 韓国学中央研究院編『至正條格』（影印本・註本全 2 冊）서울: 휴머니스트, 2007 年。

本書所収論文以外の論文や紹介として、以下を挙げておく。植松正「『至正条格』出現の意義と課題」『法史学研究会会報』12, 2007 年；陳高華「《至正条格・条格》初探」『中国史研究』2008/2, 2008 年、のち同『元朝史事新証』蘭州：蘭州大学出版社、2010 年；張帆「重現于世的元代法律典籍《至正条格》」『文史知識』2008/2, 2008 年；張帆「評韓国学中央研究院《〈至正条格〉校注本》」『文史』2008/1, 2008 年；党宝海「論《至正条格》在東亞法制史上的地位」『東北亞歴史財団・北京大学共同学術會議 東北亞關係史性格』서울: 東北亞歴史財団, 2009 年。

(59) 陳高華・張帆・劉曉・党宝海点校『元典章』全 4 冊, 北京：中華書局；天津：天津古籍出版社, 2011 年；洪金富校定『洪金富校定本元典章』台北：中央研究院歷史語言研究所, 2016 年。

(60) 前掲（注 7）岩井茂樹「元代行政訴訟と裁判文書：『元典章』附鈔案牘「都省通例」を素材として」。

論であり、『元典章』所収文書の節略が『元典章』編纂時ではなく、文書行政の現場で施されたとする、岩井茂樹や筆者と同様の見解を提示している。ほかいずれも、モンゴル時代公文書研究を進展させる論考で構成されており、関連研究者必携の文献である。